

令和 8 年 8 月 24 日

組 合 員 各 位

水郷つくば農業協同組合
代表理事組合長 油原 正明

共済規程の一部変更について、下記のとおり令和 8 年 8 月 24 日第 7 回理事会において議決しましたので、定款第 52 条第 16 項の規定にもとづき掲示いたします。

なお、変更の内容については、今後、茨城県知事の承認を受け、効力が生ずることとなります。

記

1. 変更内容

「自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令」が令和 7 年 12 月に施行され、人傷一括事業における人傷社と自賠社との精算請求に限って電磁的記録による提出が可能となる法整備が行われる。

このような状況を踏まえ、自動車損害賠償責任共済について、法令改正への対応を行うとともに、現行実務との整合等を図るため、共済規程の一部を変更する。

2. 実施時期

令和 9 年 4 月 1 日

以 上